長野県建設部建築住宅課

**「令和４年度 被災建築物応急危険度判定士養成講習会」**

**更新者向け（Web講習） を開催します**

長野県では、大規模な地震が発生した場合、県からの要請に

より被災地に赴き、被災した建築物が余震等に対し引き続き安

全に使用できるかを応急的に調査し、倒壊や部材の落下等によ

る二次災害発生の危険度の判定を行う応急危険度判定士（以下

「判定士」という。）の認定制度を平成７年度から実施してい

ます。

平成26年に発生した長野県神城断層地震では、６００棟余り

の建築物について応急危険度判定を実施しました。

大規模地震が発生した場合には、短時間で多くの被災建築物

を判定する必要があり、判定士の方々のご協力が必要不可欠な

ため、県では毎年養成講習会を実施することとしております。

多くの方がこの機会に受講されますようご案内いたします。

**１　主催等**

　　主催　長野県（全国被災建築物応急危険度判定協議会会員）

　　共催　公益社団法人 長野県建築士会

**２　講習会の開催方法及び日程**

昨年度より、更新対象者にはWebでの講習会を開催しており、今年度におきましても広く講習受講の機会を持っていただくために期間を延ばし、開催することとしました。

　【開催期間】令和４年10月17日から令和５年２月末

**３　受講対象者（資格）**

　更新登録される方のみ対象です（新規登録を希望の方は例年通り年明けに対面型講習会を開催します）

平成29年度以前に認定を受けた判定士の方で更新予定の方。

（5年の有効期限が切れている方も更新登録で受付けます。）

インターネット環境が必要です。

**４　講習内容**

インターネット環境の整ったパソコンにて、「一般社団法人日本建築防災協会」作成の以下の２つの動画を視聴していただきます。（URLには、小文字と大文字が含まれておりますのでご注意ください。）

　　（動画１）応急危険度判定マニュアル（約39分動画）URL

　　　　　　　<https://www.youtube.com/watch?v=frp10gx75C4>

　　（動画２）応急危険度判定の流れ（約20分動画）URL

　　　　　　　<https://www.youtube.com/watch?v=fxofdldpgTY>

※講習会の受講にあたって受講料はかかりません（受講料は無料）。

**５　申し込み期間及び申し込み方法**

(1)　申し込み期間

令和４年10月17日～令和５年２月10日までにお申し込みください。

　(2)　申込み方法

建設事務所（整備・）建築課又は長野県庁建築住宅課（最後欄参照）へ受講申込書（必要事項記載）を電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

※コロナウイルス感染拡大防止のため、申請にあたっては電子メール等を活用いただき、対面での接触機会が少なくなるようご協力をお願いいたします。

**〇受講申込書の入手方法**

最寄りの建設事務所で配布を行うほか、以下のホームページからダウンロードが可能です。

[**https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shisaku/kikendo.html**](https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shisaku/kikendo.html)

**〇申し込み・問い合わせ窓口一覧**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **申 込 先** | **〒** | **住　　所** | **電話番号** | **Ｆ Ａ Ｘ** |
| 佐久建設事務所　建築課 | 385-8533 | 佐久市跡部65—1 | 0267-63-3160 | 0267-63-3187 |
| 上田建設事務所　建築課 | 386-8555 | 上田市材木町1-2-6 | 0268-25-7142 | 0268-28-5566 |
| 諏訪建設事務所　建築課 | 392-8601 | 諏訪市上川1-1644-10 | 0266-57-2923 | 0266-57-2954 |
| 伊那建設事務所　建築課 | 396-8666 | 伊那市荒井3497 | 0265-76-6830 | 0265-76-6876 |
| 飯田建設事務所　建築課 | 395-0034 | 飯田市追手町2-678 | 0265-53-0433 | 0265-53-0484 |
| 木曽建設事務所　整備・建築課 | 397-8550 | 木曽郡木曽町福島2757-1 | 0264-25-2229 | 0264-23-3256 |
| 松本建設事務所　建築課 | 390-0852 | 松本市大字島立1020 | 0263-40-1935 | 0263-47-4940 |
| 大町建設事務所　整備・建築課 | 398-8602 | 大町市大町1058-2 | 0261-23-6524 | 0261-23-6532 |
| 長野建設事務所　建築課 | 380-0836 | 長野市大字南長野南県町686-1 | 026-234-9530 | 026-234-9567 |
| 北信建設事務所　建築課 | 383-8515 | 中野市大字壁田955 | 0269-23-0220 | 0269-28-0770 |
| 県庁建設部　建築住宅課指導審査係 | 380-8570 | 長野市大字南長野字幅下692-2 | 026-235-7335 | 026-235-7479 |

**６　受講方法**

申込み後、各建設事務所（整備・）建築課より講習テキスト等を送付いたします。案内に沿って上記動画を視聴いただきます。

**７　受講後の手続き**

動画視聴後、長野県被災建築物応急危険度判定士認定申請書を提出することにより判定士として認定されます。以下の書類等を受付した建設事務所へ提出してください。

1. 認定（更新）申請書
2. 建築士免許証の写し
3. 受講完了申告書
4. 写真２枚 **(６ヶ月以内に撮影した縦４㎝×横３㎝、無帽、正面のカラー写真で裏面に氏名を記載したもの)**

※注意事項

　遅くとも２月末までに動画視聴を終え、申込みを行った建設事務所へ認定申請書等を提出してください。